

2022年1月17日

ウズベキスタン入国時における各種検疫措置の厳格化について
(新型コロナウイルス関連)

- ウズベキスタン入国時の検疫要件が厳格化されました。
- 1月10日付領事メールにて既報のとおり、1月15日以降、ウズベキスタンに入国する方については、ウズベキスタン到着予定時間を基準として48時間以内にPCR検査を受け、陰性証明書を提示する必要があります。
- また、新たな措置として、陰性証明書の有無にかかわらず、ウズベキスタン到着の際に空港にて、迅速抗原検査が課されることとなりました。抗原検査で陽性となった場合、入国日の翌日から起算して14日間の隔離措置が必要になります。

1 ウズベキスタン入国時の陰性証明書について

- (1)ウズベキスタン到着予定時間を基準として48時間以内にPCR検査を受ける必要があります。
- (2)トランジットを含めた到着までの所要時間、検査を受けてから陰性証明書が発行されるまでの時間等を考慮した上で、「ウズベキスタン到着予定時刻を基準として48時間以内に検査を受け、陰性証明書を入手する必要がある」点にご注意ください。
- (3)なお、航空便の遅延等のやむを得ない事情による到着の遅れは、問題にはならないとされています。

2 ウズベキスタン到着時の空港での迅速抗原検査の実施について

- (1)ウズベキスタン到着時に、空港において迅速抗原検査を受けることが義務付けられました。
- (2)検査費用は自己負担となり、55,000スムとのことです(日本円に換算すると約550円)。
- (3)支払いは現地通貨(スム)による現金払いのみ可(検査場近くの両替所にて米ドルからスムに両替が可能ですが、日本円からの両替は不可、クレジットカード使用不可)。
- (4)検査を受けてから結果が出るまではおよそ30分程度とされていますが、乗客数等によっては更に時間がかかる場合がありますのでご注意ください。

3 上記2の迅速抗原検査で陽性となった場合の隔離措置等について

- (1)上記2の空港での抗原検査で陽性となり、かつ症状がある場合はウズベキスタン政府が指定する施設にて強制隔離となります(強制隔離に必要な費用はウズベキスタン政府が負担)。
- (2)強制隔離中に症状がなくなり、検査を受けて陰性となった場合、隔離施設退所となります。隔離施設退所後は、入国日の翌日から起算して14日目まで、自宅やホテルにて自主隔離となります。
- (3)空港での抗原検査で陽性となり、かつ無症状の場合は、自宅又はホテルでの14日間の自主隔離が求められます。
- (4)空港での抗原検査で陰性だった場合は、自主隔離等は不要です。

○在ウズベキスタン日本国大使館領事部

住所:Tashkent city, Yashnabad dist., Sadyk Azimov str., 1-28

電話:(代表)+998-78-120-8060, (夜間・休日緊急連絡先)+998-91-162-5009

ホームページ:https://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※新型コロナウイルス関係特設ページ:https://www.uz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00014.html

○日本国外務省領事サービスセンター

電話:(代表)+81-3-3580-3311, (内線)2902, 2903